

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する  
法律に基づく手数料の額を定める規程

平成27年12月25日地情機規程第15号  
改正 平成28年12月14日地情機規程第31号  
改正 平成29年3月23日地情機規程第5号  
改正 平成30年3月19日地情機規程第3号  
改正 平成31年3月27日地情機規程第3号  
改正 令和2年3月26日地情機規程第3号  
改正 令和3年3月8日地情機規程第2号  
改正 令和3年3月31日地情機規程第5号  
改正 令和4年3月18日地情機規程第3号  
改正 令和4年11月21日地情機規程第18号  
改正 令和5年5月15日地情機規程第7号  
改正 令和6年3月15日地情機規程第4号  
改正 令和6年5月27日地情機規程第14号  
改正 令和7年6月13日地情機規程第13号  
改正 令和8年2月19日地情機規程第6号  
改正 令和8年3月31日地情機規程第9号  
改正 令和8年4月10日地情機規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「法」という。）第60条及び第67条の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構が定めることとされている手数料の額を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 前条の規定による手数料の額は、別表第1のとおりとする。

(手数料を無料とする範囲)

第3条 前条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる場合にあつては、手数料を無料とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第2条の規定にかかわらず、当分の間、法第67条第1項第1号の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行に係る事務手数料及び同項第5号の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行に係る事務手数料については、個人番号カードの再交付（申請者から個人番号カード再交付手数料を徴収する場合に限る。）又は特定在留カード等（特定在留カード又は特定特別永住者証明書をいう。）の再交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条の5第2項に規定する措置に係る手数料を徴収する場合に限る。）に伴う電子証明書の再発行を除き、申請者から手数料を徴収しない。

2 第2条の規定にかかわらず、法第17条第1項第4号から第6号までに掲げる者（以下「民間署名検証者」という。）若しくは団体署名検証者（同条第6項に規定する団体署名検証者をいう。以下同じ。）に対する法第67条第1項第2号の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供に係る事務手数料又は利用者証明検証者（法第36条第2項に規定する利用者証明検証者をいう。以下同じ。）に対する法第67条第1項第6号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務手数料のうち、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成15年総務省告示第706号。以下「告示」という。）第33条第1項又は第36条第1項の規定による問い合わせに対して即時に応答する方法によるもの並びに民間署名検証者又は団体署名検証者に対する法第67条第1項第3号の3の規定による対応署名用電子証明書の発行の番号の提供に係る事務手数料、民間署名検証者、団体署名検証者又は利用者証明検証者に対する同項第4号の規定による対応証明書の発行の番号の提供に係る事務手数料及び利用者証明検証者に対する同項第7号の2の規定による対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供に係る事務手数料については、令和9年3月31日までの間無料とする。

（検討）

第3条 法第67条第1項第1号の2の規定による移動端末設備用署名用電子証明書の発行に係る事務手数料及び同項第5号の2の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行に係る事務手数料については、移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書の利用状況等を踏まえ、検討を加えるものとする。

附 則（平成28年12月14日地情機規程第31号）  
この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日地情機規程第5号）  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日地情機規程第3号）  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日地情機規程第3号）  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日地情機規程第3号）  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月8日地情機規程第2号）  
この規程は、令和3年3月15日から施行する。

附 則（令和3年3月31日地情機規程第5号）  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日地情機規程第3号）  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月21日地情機規程第18号）

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年5月15日地情機規程第7号）  
この規程は、令和5年5月15日から施行する。

附 則（令和6年3月15日地情機規程第4号）  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月27日地情機規程第14号）  
この規程は、令和6年5月27日から施行する。

附 則（令和7年6月13日地情機規程第13号）  
この規程は、令和7年6月13日から施行する。

附 則（令和8年2月19日地情機規程第6号）  
この規程は、令和8年6月14日から施行する。

附 則（令和8年3月31日地情機規程第9号）  
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月10日地情機規程第10号）  
この規程は、令和8年4月11日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種別	事務	手数料の額
1 法第60条の規定による自己に係る認証業務情報の開示の手数料	法第58条第1項の規定による自己に係る認証業務情報の開示	1件につき20円
2 法第67条第1項第1号の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行に係る事務手数料	法第3条第6項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行に係る事務	1件につき200円
3 法第67条第1項第2号の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供に係る事務手数料	法第18条第1項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供に係る事務	署名用電子証明書が法第15条第1項又は第16条の14第1項の規定により効力を失っていないことの確認（以下この項において「確認」という。） 1件につき20円 ただし、現況確認のために行う確認（失効情報の集合物を提供する方法により提供された失効情報の集合物を用いて行う確認であり、かつ、現況確認のために行う確認であることが認識できるものとして地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が認めるものに限る。）については、年間2件以上であっても1件とみなし20円
4 法第67条第1項第3号の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務手数料	法第18条第2項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務	署名用電子証明書が法第15条第1項又は第16条の14第1項の規定により効力を失っていないことの確認 1件につき20円
5 法第67条第1項第3号の2の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る事務手数料	法第18条第3項の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る事務	最新の特定署名用電子証明書記録情報を提供した場合 1件につき20円
6 法第67条第1項第3号の3の規定による対応署名用電子証明書の発行の番号の提供に係る事務手数料	法第18条第4項の規定による対応署名用電子証明書の発行の番号の提供に係る事務	1件につき2円

種別	事務	手数料の額
7 法第67条第1項第4号の規定による対応証明書の発行の番号の提供に係る事務手数料	法第18条第5項の規定による対応証明書の発行の番号の提供に係る事務	1件につき2円
8 法第67条第1項第5号の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行に係る事務手数料	法第22条第6項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行に係る事務	1件につき200円
9 法第67条第1項第6号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務手数料	法第37条第1項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務	利用者証明用電子証明書が法第34条第1項又は第35条の14第1項の規定により効力を失っていないことの確認（以下この項において「確認」という。） 1件につき2円 ただし、現況確認のために行う確認（失効情報の集合物を提供する方法により提供された失効情報の集合物を用いて行う確認であり、かつ、現況確認のために行う確認であることが認識できるものとして機構が認めるものに限る。）については、年間2件以上であっても1件とみなし2円
10 法第67条第1項第7号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務手数料	法第37条第2項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務	利用者証明用電子証明書が法第34条第1項又は第35条の14第1項の規定により効力を失っていないことの確認 1件につき2円
11 法第67条第1項第7号の2号の規定による対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供に係る事務手数料	法第37条第3項の規定による対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供に係る事務	1件につき2円
12 法67条第1項第8号の規定による特定利用者証明検証者証明符号の提供に係る事務手数料	法第38条の3第2項の規定による特定利用者証明検証者証明符号の提供に係る事務	1件につき323,000円（税別）

別表第2（第3条関係）

種別	無料とする範囲
<p>1 法第67条第1項第1号の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行に係る事務手数料</p>	<p>(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める軽微な修正に伴い個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項が利用者の住民票（国外転出者にあつては戸籍の附票）の記載事項と相違が生じたことにより、利用者から発行申請があつた場合における再発行</p> <p>(2) 市区町村又は機構の職員の操作誤り等による失効があつた場合における再発行</p> <p>(3) 住民基本台帳の記載事項に誤りがあつたまま個人番号カード用署名用電子証明書を発行した後、当該誤りを修正したことにより失効があつた場合における再発行</p> <p>(4) 個人番号カード用署名用電子証明書の記録事項が利用者の住民票（国外転出者にあつては戸籍の附票）の記載事項と異なる場合（利用者が国外転出届をしてから当該国外転出届に記載された転出の予定年月日までの間に当該転出に伴う署名用電子証明書の発行申請があつた場合を含む）における再発行</p> <p>(5) 機構の秘密鍵の漏えい等があつた場合における再発行</p> <p>(6) その他利用者の責に帰すことができない事由による失効の場合における再発行</p> <p>(7) 市区町村職員が統合端末を用いて導通確認を行う場合の発行又は再発行</p>
<p>2 法第67条第1項第2号の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供に係る事務手数料</p>	<p>(1) 法第17条第1項第1号から第3号までに掲げる者に対する事務手数料</p> <p>(2) 民間署名検証者又は団体署名検証者が機構の承諾を得てシステム機器の導通確認、その他試験調整を行う場合の事務手数料</p> <p>(3) 民間署名検証者又は団体署名検証者に対する告示第33条第1項の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の集合物を提供する方法による事務手数料</p>
<p>3 法第67条第1項第3号の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務手数料</p>	<p>(1) 法第17条第1項第1号から第3号までに掲げる者に対する事務手数料</p> <p>(2) 民間署名検証者又は団体署名検証者が機構の承諾を得てシステム機器の導通確認、その他試験調整を行う場合の事務手数料</p>
<p>4 法第67条第1項第3号の2の規定による特定署名用電子証明書記録情報の提供に係る事務手数料</p>	<p>(1) 法第17条第1項第1号から第3号までに掲げる者に対する事務手数料</p> <p>(2) 民間署名検証者又は団体署名検証者が機構の承諾を得てシステム機器の導通確認、その他試験調査を行う場合の事務手数料</p>
<p>5 法第67条第1項第3号の3の規定</p>	<p>(1) 法第17条第1項第1号から第3号までに掲げる者に対する事務手数料</p>

種別	無料とする範囲
<p>による対応署名用電子証明書の発行の番号の提供に係る事務手数料</p>	<p>(2) 民間署名検証者又は団体署名検証者が機構の承諾を得てシステム機器の導通確認、その他試験調査を行う場合の事務手数料</p>
<p>6 法第67条第1項第4号の規定による対応証明書の発行の番号の提供に係る事務手数料</p>	<p>(1) 法第17条第1項第1号から第3号までに掲げる者に対する事務手数料  (2) 民間署名検証者、団体署名検証者又は利用者証明検証者が機構の承諾を得てシステム機器の導通確認、その他試験調査を行う場合の事務手数料</p>
<p>7 法第67条第1項第5号の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行に係る事務手数料</p>	<p>(1) 法第3条第6項の規定による個人番号カード用署名用電子証明書の発行と同時に行う場合における発行  (2) 市区町村又は機構の職員の操作誤り等による失効があった場合における再発行  (3) 機構の秘密鍵の漏えい等があった場合における再発行  (4) その他利用者の責に帰すことができない事由による失効の場合における再発行  (5) 市区町村職員が統合端末を用いて導通確認を行う場合の発行又は再発行</p>
<p>8 法第67条第1項第6号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供に係る事務手数料</p>	<p>(1) 法第17条第1項第1号から第3号までに掲げる者に対する事務手数料  (2) 利用者証明検証者が機構の承諾を得てシステム機器の導通確認、その他試験調査を行う場合の事務手数料  (3) 利用者証明検証者に対する告示第36条第1項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の集合物を提供する方法による事務手数料</p>
<p>9 法第67条第1項第7号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供に係る事務手数料</p>	<p>(1) 法第17条第1項第1号から第3号までに掲げる者に対する事務手数料  (2) 利用者証明検証者が機構の承諾を得てシステム機器の導通確認、その他試験調査を行う場合の事務手数料</p>
<p>10 法第67条第1項第7号の2号の規定による対応利用者証明用電子証明書の発行の番号の提供に係る事務手数料</p>	<p>(1) 法第17条第1項第1号から第3号までに掲げる者に対する事務手数料  (2) 利用者証明検証者が機構の承諾を得てシステム機器の導通確認、その他試験調査を行う場合の事務手数料</p>